4　法第二十八条第二項第八号の最高裁判所規則で定める事項は、第一項第一号から第五号まで、第二項各号並びに前項第二号及び第四号に掲げる事項並びに法第二十三条第四項においてその例によることとされる法第二十一条第四項の規定により再生した通信について法第二十九条第五項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分とする。

第十二条中「第二十二条第三項」を「第二十九条第五項」に、「第二十六条第三項」を「第三十三条第三項」に、「第二十一条第二項」を「第二十七条第三項又は第二十八条第三項」に改める。

第十三条中「第二十三条」を「第三十条」に改める。

第十四条第一項中「第二十三条第二項」を「第三十条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第二十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第二十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第五項中「第二十四条」を「第三十一条」に改める。

第十七条第三号中「第三十条」を「第三十七条」に改める。

省　令

○農林水産省令第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）を実施するため、漁業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

漁業法施行規則の一部を改正する省令

漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（漁業取締りに係る体制の整備） **第二条の四**　農林水産大臣は、漁業監督官が法第七十四条第一項の事務を円滑に実施することができるよう、漁業取締本部その他必要な体制の整備を行い、水産庁長官に当該事務等に従事する職員を指揮させることにより、漁業取締りの効果を最大限に発揮させるとともに、漁業取締りに関する国民の理解の増進を図るものとする。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、同法の施行の日から施行する。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第二条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十六条第一項中「第一項第二十七号」を「第一項第二十八号」に改める。

（不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部改正）

第三条　不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則（平成二十三年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

最高裁判所長官　大谷　直人